

現在位置 [横浜市トップページ](#) > [青葉区トップページ](#) > [防災・防犯](#) > [防災・災害](#) > [青葉区の災害時医療体制（病院と災害時地域定点診療拠点）](#)

最終更新日 2019年4月18日

青葉区の災害時医療体制（病院と災害時地域定点診療拠点）

- [災害拠点病院](#)
- [災害時協力病院（7病院）](#)
- [災害時地域定点診療拠点](#)
- [巡回診療](#)
- [Yナース（横浜市災害支援ナース）](#)

問合せ・・・青葉福祉保健センター福祉保健課 電話978-2436

けがや病気になったら、緊急度・症状の重さに応じて、医療機関等を選びましょう。

災害拠点病院

災害時協力病院や診療所等による医療提供では対応が困難な重症者を中心に、負傷者等の受入れを行います。

災害拠点病院一覧

拠点名	所在地
昭和大学藤が丘病院	藤が丘1-30

*発災後、診療可能となった段階で、赤色の「診療中」の旗を掲げ、診療します。



災害時協力病院（7病院）

災害拠点病院以外で、診療所等による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者を中心として、受入れを行います。

（五十音順）

災害時拠点病院一覧

No.	拠点名	所在地
1	横浜総合病院	鉄町2201-5
2	市ヶ尾病院	市ヶ尾町23-1
3	江田記念病院	あざみ野南1-1
4	青葉さわい病院	元石川町4300
5	横浜新都市脳神経外科病院	荏田町433
6	たちばな台病院	たちばな台2-2-1
7	緑協和病院	奈良町1802

*発災後、診療可能となった段階で、黄色の「診療中」の旗を掲げ、診療します。



- 新たに「江田記念病院」が災害時協力病院に追加されました。（平成27年3月）

災害時地域定点診療拠点

震度6弱以上の地震が青葉区内で観測された場合、地域防災拠点運営委員会や医療関係団体等の協力を得て、軽傷者の応急医療を行う地域定点診療拠点を開設します。

機能

- （1）災害による軽傷者への応急医療の実施
- （2）医療品、医療用資機材の備蓄
- （3）医療施設情報の提供
- （4）他の地域防災拠点へ巡回診療の実施

（五十音順）

災害時定期診療拠点一覧

No.	拠点名	所在地
1	奈良小学校	奈良町1541-2
2	田奈小学校	田奈町51-13
3	鴨志田緑小学校	鴨志田町532
4	みたけ台中学校	みたけ台30
5	青葉台中学校	青葉台二丁目25-2

6	谷本中学校	梅が丘5
7	荏田西小学校	荏田西四丁目5-1
8	あざみ野第二小学校	あざみ野三丁目29-3
9	あざみ野中学校	あざみ野一丁目29-1
10	嶮山小学校	すすき野一丁目6-4
11	元石川小学校	美しが丘四丁目31-1
12	美しが丘小学校	美しが丘二丁目29

*被災後、診療可能となった段階で、黄色の「診療中」の旗を掲げ、診療します。

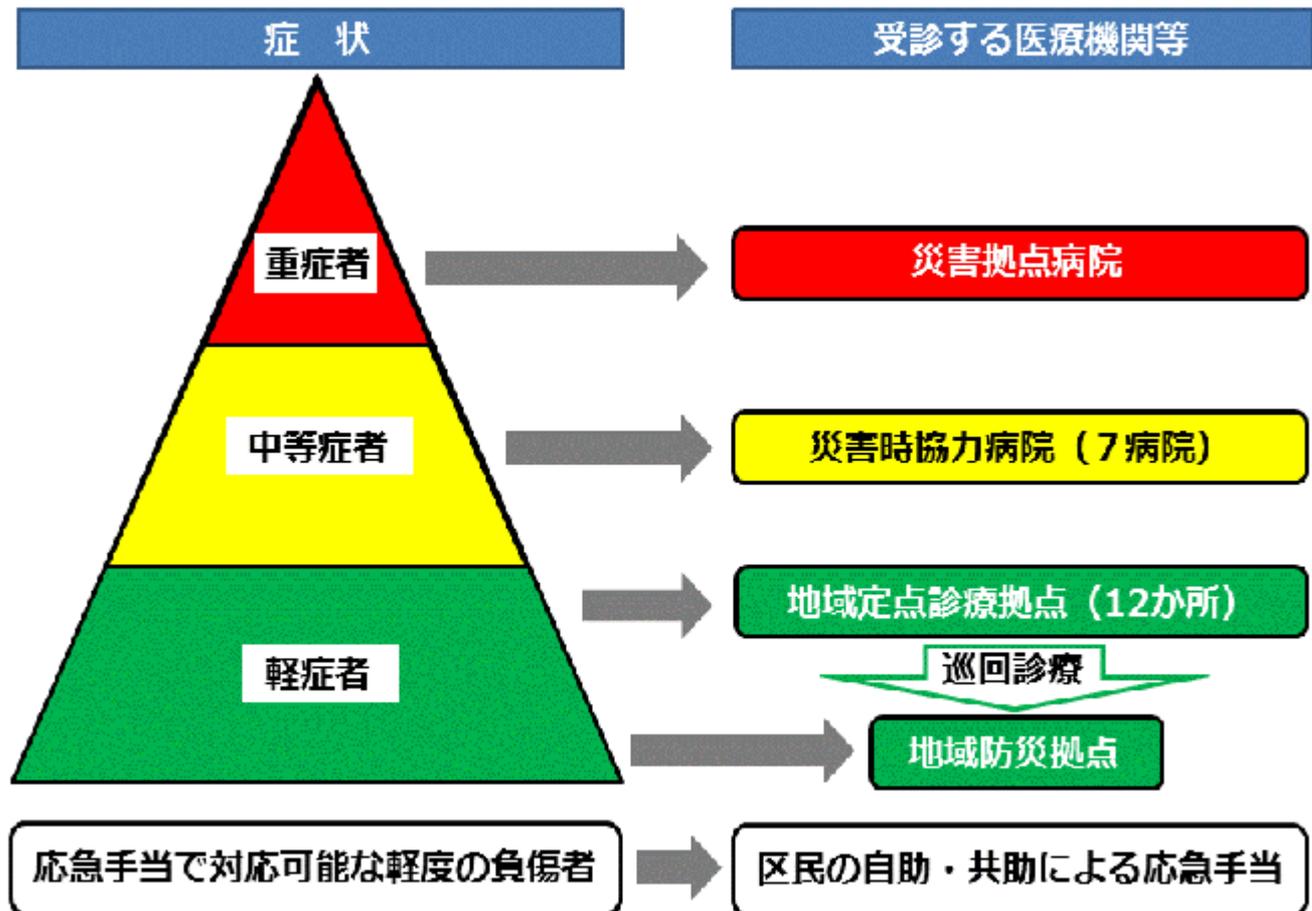


- 「災害時地域定点診療拠点開設・運営マニュアル」・その他様式類は[災害時地域定点診療拠点関係者向けページ](#)からダウンロードできます。NEW

巡回診療

医療ニーズ等を把握し、診療場所を固定して行う「定点診療」のほか、地域定点診療拠点から近くの地域防災拠点へ巡回し、応急医療を行います。

青葉区の災害時医療体制のイメージ図



平成27年3月時点

Yナース（横浜市災害支援ナース）

青葉区では、大震災発生時に、地域定点診療拠点（区内12拠点）で負傷者の救護活動に従事していただける区内在住または在勤の看護師、准看護師、保健師、助産師の有資格者を募集しています。

- 「Yナース」とは？

大震災発生時に、あらかじめ登録された医師、薬剤師、市職員らと共に、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動する看護職のことです。活動内容としては、区内の地域定点診療拠点等で主に軽症者に対する応急医療を行います。

※青葉区の防災計画では、震度6弱以上の地震が青葉区内で観測された場合に区内12か所の地域防災拠点で定点診療（地域定点診療拠点）を行います。また、地域定点診療拠点から他の地域防災拠点へ、巡回診療を行います。

※活動内容の詳細は福祉保健課（電話978-2436）までお問い合わせください。



- [Yナース募集案内（PDF：904KB）](#) 
- [Yナース申込書（PDF：219KB）](#) 

申込書に必要な事項を記入のうえ、青葉区福祉保健課センター福祉保健課事業企画担当へ郵送又はご持参ください。

このページへのお問合せ

青葉区総務部総務課

電話：045-978-2211 ファクス：045-978-2410

メールアドレス：ao-somu@city.yokohama.jp

ページID：232-061-037

横浜市青葉区役所

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

開庁時間：月曜日から金曜日午前8時45分から午後5時まで
※昼の時間帯はお待たせする時間が長くなる場合があります
(祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)

代表電話番号：045-978-2323

Copyright © City of Yokohama. All rights reserved.